

令和 5 年度（2023 年度）  
北海道原子力防災総合訓練映像制作業務  
仕 様 書

北 海 道

総務部危機対策局原子力安全対策課

## 1 件名

令和5年度（2023年度）北海道原子力防災総合訓練映像制作業務

## 2 目的

北海道（以下、「道」という。）及び関係町村（泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村を示す。）が主催する令和5年度北海道原子力防災総合訓練において、訓練当日の主要な内容について撮影・編集を行い、当該訓練の記録を残すとともに、住民学習会等で放映し、住民の原子力防災について理解促進を図る。

## 3 業務内容

### (1) 企画打合せ

道の作成する訓練取材関連資料等をもとに、訓練当日の主要な内容について撮影・編集を行い、25分程度の訓練映像記録及び5分程度に短縮した訓練映像記録を制作する。また、構成及びナレーション原稿について、2回程度道による校正を行う。

### (2) 映像制作

以下の①～⑨についての映像を制作する。

- ① 北海道原子力防災センターにおける緊急事態応急対策等拠点施設（OFC）運営訓練の様子
  - ② 北海道庁テレビ会議室並びに危機管理センター等における災害対策本部等運営訓練の様子
  - ③ 蘭越町における外国人避難者対応訓練の様子
  - ④ 倶知安町における車両中継ポイント運営訓練及び避難退域時検査訓練の様子
  - ⑤ 泊村における道路啓開訓練の様子
  - ⑥ 寿都町及びニセコ町におけるヘリコプター、蘭越町における自衛隊装甲車による孤立地域からの避難訓練の様子
  - ⑦ 岩内町における巡視船による物資緊急輸送訓練の様子
  - ⑧ 岩内町におけるヘリコプターによる被ばく傷病者緊急搬送訓練の様子
  - ⑨ 泊村、共和町、岩内町、寿都町、蘭越町及びニセコ町の住民避難訓練の様子
- ①～⑨の各撮影場所には、1名程度撮影者を配置すること。

制作にあたっては、訓練実施主体となる道及び関係町村に対して、事前に撮影ポイントの確認、撮影の承諾を行うこと。

なお、住民参加者複数名に対して「訓練に参加した感想」についてインタビューを行い、肖像権利用許諾（映像の利用範囲は、住民学習会等で住民向けに放映するとともに、訓練関係町村及び参加機関へ配布する。）を得た上で映像に加えること。

※映像構成（案）は別紙のとおり

#### 4 成果品

(1) 映像成果品データについては、北海道に DVD-Video 形式を DVD-R 等に保存し、30 部納品すること。

なお、使用した映像についても道が編集・使用可能な状態で、DVD-R 等に保存し、1 部納品すること。

(2) 提出先

北海道総務部危機対策局原子力安全対策課（札幌市中央区北 3 条西 6 丁目）

#### 5 契約期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 15 日（金）まで

#### 6 受注者の責務

(1) 受注者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に定める事項を確実に行うものとする。

(2) 受注者は、契約後速やかに本業務の実施責任者を選任し、発注者へ届け出るものとする。

なお、実施責任者には、本業務を実施するために必要な能力・経験を有する自社の者を選任しなければならない。

(3) 受注者は、契約後速やかに本契約の業務内容について打合せを行い、全作業に係る業務実施計画書を提出する。

(4) 受注者は、不測の事態により定められた期日までに業務を終了することが困難となった場合には、遅滞なくその旨を道へ連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受注者は、業務が困難となった事情を速やかに解決し、業務の遅れを回復するように努めなければならない。

(5) 受注者は、業務の過程において道から指示された事案については、迅速かつ的確に対処し、実施するものとする。

(6) 受注者は、1 ヶ月に 1 回以上、道と打合せを行い、業務の進捗や作業の内容を具体的に報告し、道の了解を得なければならない。

(7) 受注者は、本業務の実施において、関係者等に対し、自社の宣伝又は営業目的と思われるような行為等を行ってはならない。

(8) 受注者は、提出した電子データが正しく読み取りできないなど、その他不適当な入力が発見された場合には、正しく読み取りできるように補修しなければならない。

(9) 受注者は、本業務に関して道が開示した情報（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で生じた提出データ等に関する情報について、「7 情報セキュリティに係る事項」に示すとおり、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。

また、そのために必要な措置を講じなければならない。

(10) 受注者は、本業務に関連した個人情報等の取扱いについて、別に定める「個人情報取扱特記事項」（別記）を遵守しなければならない。

なお、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報の流失防止に万全を期すこと。

(11) 道の監督上、実施責任者等が不相当であると認めてその交替を要求したときは、これに応じなければならない。

(12) 受注者は、本業務を履行するに当たり、道との連絡を密にすることとし、疑義が生じた場合には、道と協議し、解決を図るものとする。

また、本仕様書に記載のない事項は、道と協議の上、決定するものとする。

## 7 情報セキュリティに係る事項

### (1) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

実施責任者は、本業務の実施に際し情報セキュリティを確保するため、以下に掲げる事項を整備し、実施体制図を作成する。

なお、下請がある場合も含めること。

ア 情報セキュリティを確保するための組織体制

イ 情報セキュリティの確保に関する責任者

ウ 本業務における緊急時の連絡体制及び連絡方法

### (2) 取り扱う道の情報資産の秘密保持等

実施責任者は、本業務の実施に当たって取り扱うこととなる道の情報資産における秘密保持のため、以下に掲げる事項を関係者に遵守させるものとする。

ア 取り扱う道の情報資産は、本業務実施の目的にのみ使用し、これ以外の目的に使用してはならない。

イ 取り扱う道の情報資産は、本業務を担当する者のみが使用し、これ以外の者が使用してはならない。

ウ 取り扱う道の情報資産を、本業務の実施場所から持ち出してはならない。

エ 取り扱う道の情報資産を、道の許可なく複製してはならない。

オ 取り扱う道の情報資産は、本業務の終了時に道の指示に従い、道へ返却する又は復元が不可能な状態で消去する、もしくは物理的な破壊により確実に廃棄しなければならない。

### (3) 本業務に係るもの以外の情報資産の保全

実施責任者は、本業務に必要な範囲を超えて、道の情報及び情報システムに関係者がアクセスしないようにするとともに、取り扱う情報及び情報システムの保全に努めるものとする。

### (4) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

実施責任者は、本業務の実施に際し情報セキュリティが侵害された場合、以下に掲げる対応を実施するものとする。

なお、情報セキュリティが侵害された場合とは、以下に掲げる場合をいう。

- ・ 7(2)ア～オの事項が遵守されなかった場合
- ・ 不正アクセス又は不正プログラムにより道の情報資産が改ざんされた場合、もしくは外部に漏えいした場合

ア 7(1)ウで定めた緊急時の連絡体制及び連絡方法により、状況を直ちに道へ報告する。

イ 侵害により、すぐに対策を講じなければ被害が拡大する恐れ(不正プログラムの感染等)がある場合には、報告のみならず、道の指示に従い緊急対策を実施し、経過を随時報告する。

ウ 急を要しない状態であっても、経過を随時報告する。

エ 原因の究明を行い、具体的な再発防止策を報告するとともに、再発防止策については、道の承認を得た後、速やかに実施する。

#### (5) 情報セキュリティ対策の履行状況が不十分であると思われる場合の対処

実施責任者は、情報セキュリティ対策の履行状況の確認結果又は情報セキュリティ監査の結果により是正措置が必要と認められた場合においては、道との協議により措置内容を決定するとともに、実施責任者はこれを的確に実施して、結果を報告する。

## 8 著作権等

(1) 本業務の履行過程で生じた提出データに関し、著作権法 27 条及び第 28 条に定める権利を含む全ての著作権は、道に帰属するものとする。

(2) 受注者は、第三者が権利を有する著作物(写真、音楽、映像等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとし、使用許諾等が必要な場合は、あらかじめ道の了解を得るものとし、使用許諾手続きは書面をもって行うこととする。

(3) 受注者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら道の責任に帰す場合を除き、自らの責任と負担とにおいて、一切の処理を行うものとする。

(4) 本業務の提出データには、その一部改変等も含めた幅広い利用が望まれるものが多く含まれることから、受注者は、本業務により生じた一切の提出データに係る著作者人格権については、これを行使しないものとする。

## 9 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載されていない事項について疑義が生じた場合、道と協議の上で決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。  
なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

- 5 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 6 受注者は、北海道の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 7 受注者は、北海道の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

8 北海道は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。

また、北海道は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄)

9 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

10 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はそのおそれがある場合は、直ちに北海道へ報告し、その指示に従うものとする。

なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。